

議員発議案第2号

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年6月30日

鈴鹿市議会議長

野間 芳実 様

提出者 曾我 正彦
森 雅之
藤浪 清司
中西 大輔

(提案理由)

国に対し、米国の関税措置に対応した中小企業等への支援について、具体的かつ手厚い施策を講じることを要請するため。

米国の関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国の関税措置に関し、将来の不確実性が増しており、今後、国内への景気下押し圧力のみならず、世界的な景気後退につながるのではないかと不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業であり裾野の広い自動車関連企業をはじめとする、多くの事業者の設備投資への判断や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、早急な解決策が求められている。

また、その影響を最も強く受ける中小企業や小規模事業者を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって政府におかれては、米国の関税措置に対し、特に日本の企業の9割以上を占める中小企業等を対象とした、具体的かつ手厚い施策を講じることを強く要望する。

記

- 1 日々状況が変化する中、特に不安が募る中小企業事業者等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。また、各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安の払拭に努めること。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付及び官民金融機関について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続きの周知・広報等、事業者の側に立った手厚い対策を講じること。加えて米国の関税措置による、直接的、間接的な事業者への影響を踏まえてセーフティネット保証制度の適用等資金繰り支援に万全を期すること。
- 3 各省庁・政府関係機関での特設サイトの設置等、政府として可能な限り速やかに、正確で最新の情報を国民や事業者、地方公共団体等に分かりやすく発信すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月30日

鈴鹿市議会議長 野間 芳実